

八幡聖母幼稚園 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体

事業者の名称	学校法人 静岡聖母学園
事業者の所在地	静岡市葵区城内町 1 番 2 号
事業者の連絡先	054-252-1465
代表者氏名	理事長 梅村 昌弘

(2) 施設の概要

種別	幼稚園				
名称	八幡聖母幼稚園				
所在地	静岡市駿河区八幡 4 丁目 10 番 14 号				
連絡先	電話番号 054-285-1420 F A X 054-270-9889				
施設長氏名	園長 松崎 淑江				
開設年月日	(昭和 27 年 4 月 1 日)				
利用定員 (1号)	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	13 人	20 人	20 人	20 人	73 人
事業の目的	幼稚園の目的は、満三歳以上の小学校入学前の子どもに対し、義務教育及びその後の教育の基礎を養うために、良質かつ適切な内容及び水準の幼稚園教育の提供を行うこととする。				
当園の基本理念・方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 22 条及び 23 条に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、少人数制の良さを生かし、幼稚園の中で一人ひとりの子どもたちを大切に尊び、愛されていることを実感できるように、保育の中で子どもたちが安心して過ごせるよう、人的環境づくりに努める。</li> <li>・キリスト教的人間観に基づき、神様の愛の中で元気いっぱいにつようように、心と体の調和のとれた子どもを育成する。まだ未熟な子どもたちに、毎日の生活の中で、人や周りの環境を通して善悪を理解し、すすんで善い行いをしていこうとする心の目や、自分や他人の存在を尊く、大切に思い、仲良く助け合って生活する経験を重ねて、社会に出る準備をする。</li> </ul>				

### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	1,489.39 m <sup>2</sup>
	園庭	789.74 m <sup>2</sup>
園舎	構造	R造2階建
	延べ	1,052.42 m <sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	5室	満三歳児つぼみ組 年少たんぽぽ組 年中ばら組 年長ゆり組・さくら組
遊戯室・ホール	1室	
預かり保育室	1室	マリア組
多目的ルーム	1室	
会議室	1室	
職員室	1室	
職員更衣室	1室	
応接室	1室	
倉庫	1室	

### (5) 職員体制（令和6年4月1日現在）

職種		員数	常勤	非常勤	備考
園長		1人	1人	人	
主幹教諭		1人	1人	人	
教諭		9人	5人	4人	
事務職員		1人	1人	人	
その他職員		7人		7人	預かり保育専任講師（2） 子育て支援専任職員（2） バス運転手（1）バス補添乗員

### (6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時15分～午後14時00分
預かり保育	保育時間	全日保育 14:00～18:30 半日保育 11:30～18:30 長期休業中 8:15～18:30
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始	12月30日～1月6日
	夏季	7月19日～8月31日
	冬季	12月19日～翌1月6日
	春季	3月17日～4月4日
	法人の日	5月31日

(7) 利用料等

上乗せ徴収	入園受入準備金	入園時	20,000 円
	施設設備拡充費	入園時	5,000 円
諸会費徴収	施設設備費	1 ヶ月あたり	2,000 円
	教材費	1 ヶ月あたり	500 円
	給食代	1 ヶ月あたり	3460 円
	絵本代	1 ヶ月あたり	460 円
預かり保育実費徴収	1 号認定の子どもの預かり保育に係る費用	14:00～ 18:30	500 円
		8:15～18:30	1,000 円
	新 2 号認定の子どもの預かり保育に係る費用	同上	同上 (1 回利用につき 450 円の償還払い有り)

※その他、バス利用者にはバス代がかかります。園外保育や遠足の交通費等は随時徴収します。

(8) 支払方法

諸会費は、毎月指定口座より振替、その他の実費は、集金袋にて集金。

### (9) 提供する教育・保育の内容

提供する教育内容は、幼稚園教育要領に基づき、以下に掲げる幼稚園教育とその他の便宜の提供を行う。

- ・教育標準時間内における幼稚園教育
- ・預かり保育事業
- ・その他の幼稚園教育に係る行事等

### (10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式
5月	内科検診・歯科検診・聖母行列・こどもの祝い
6月	プール開き・動物教室・老人ホーム慰問
7月	七夕・体験保育
8月	夏季保育
9月	プール納め
10月	運動会・講演会
11月	七五三の祝い
12月	クリスマス会
1月	餅つき
2月	音楽会・観劇会
3月	お楽しみ遠足・お別れ会・卒園式

## (11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

### 【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

利用の開始について	満三歳の誕生日を迎えた翌日より利用可能。 利用の開始に当たっては、運営規定、重要事項説明を行い、利用申込者からの同意を得るものとする。
利用の終了について	・小学校に就学したとき。 ・保護者から退園の申出があったとき。 ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。
利用に当たっての留意事項	・9時までに登園し、欠席、遅刻の場合は必ずアプリで連絡をする。 ・熱が37℃ある場合は登園を控える。 ・感染症に罹患していると診断された場合は医師による登園許可証明書 <sup>1</sup> の提出が必要。

### (12) 嘱託医

医療機関の名称	柴山医院
医院長名	柴山 恵美子
所在地	静岡市駿河区登呂5丁目11番9号
電話番号	054-282-0085

### (13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	リンデン歯科
医院長名	鈴木 智子
所在地	静岡市駿河区大坪町14番13号
電話番号	054-283-2030

### (14) 嘱託外科医

医療機関の名称	高野外科医院
医院長名	高野 哲
所在地	静岡市駿河区中田1丁目7-11
電話番号	054-281-6868

#### (14) 緊急時における対応方法

保育中に、体調の急変などがあった場合、すみやかに保護者又は指定された緊急連絡先への連絡を行うとともに、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

##### 【管轄する消防署】

消防署名	静岡市駿河消防署
所在地	静岡市駿河区南八幡町 10 番 30 号
電話番号	054-280-0119

##### 【管轄する警察署】

警察署名	静岡南警察署・八幡交番
所在地	静岡市駿河区有明町 1 番 52 号
電話番号	054-283-5479

#### (15) 非常災害対策

防火管理者※	松崎 淑江
消防計画届出年月日※	令和元年 10 月 21 日
避難訓練	月に 1 度、地震・火災・津波・防犯訓練にいずれかを想定した訓練を行い、年に 1 度保護者への引き渡し訓練を実施。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防火扉
避難場所	静岡市立森下小学校
緊急時の連絡手段	一斉メール配信

## (16) 苦情処理に対する施設の対応

### 【1. 苦情処理の窓口】

■ 苦情解決責任者	園長	松崎 淑江
■ 苦情受付担当者	主幹教諭	望月 悠子
■ 第三者委員	花村 美佐子	静岡市駿河区八幡4丁目10-5-4 電話 054-285-8481
	鈴木 あき子	静岡市葵区井宮町123-10 電話 054-271-2644

### 【2. 苦情処理の体制及び手順】

利用者他から職員が苦情を受けた場合は、	
①（苦情の受付）	苦情受付担当者は「苦情申出受付・経過記録書」に記録する。
②（報告・確認）	苦情受付担当者は苦情解決責任者、第三者委員に苦情の内容を報告する（苦情申出人が第三者への報告を希望しない場合は、この限りではない）。 第三者委員は苦情受付担当者より報告を受けた旨を原則10日以内に、苦情申出人に通知する。
③（話し合い）	苦情解決責任者は苦情の申出を解決するために、苦情申出人との話し合いを実施する。苦情申出人の同意がある場合には、解決策の提示を以っては話し合いに代える。
④（記録・報告）	苦情受付担当者は苦情受付から解決、改善の経緯と結果を書面に記録する。 苦情解決責任者は苦情申出人に約束した改善事項について、別に定める「改善結果（状況）報告書」により、苦情申出人及び第三者委員に、原則30日以内に報告する。
⑤（結果の公表）	苦情解決責任者は定期的に苦情解決結果と苦情原因の改善状況を第三者委員に報告する。 苦情があった場合対応後ホームページにて公表する。 苦情がない場合も学期ごとホームページにて公表する。

### 【3. その他の事項】

特記事項なし
--------

(17) 虐待の防止等に関する相談窓口

相談・受付担当者	松崎 淑江	園長
----------	-------	----

(18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

加入保険会社	日本スポーツ振興センター共済
保険の種類	災害共済給付
保険の内容	治療費給付

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	対人 1 名 5 億円・1 事故 10 億円 対物 1 事故 1,000 万円

(19) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

就学時において小学校に対し、園児に関しての情報を提供する旨をご了承ください。